

## 鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱

平成24年6月12日付第201200045755号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記1に基づく農業次世代人材投資資金の交付に係る別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる事業実施主体に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 別表の3及び4の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。
- 2 別表の2、3及び4に掲げる補助事業に係る規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
  - 3 別表の1に掲げる補助事業に係る交付申請は、様式第2号によるものとし、規則第5条の申請書とみなす。
  - 4 本補助金を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでない場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、別表の4に掲げる間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	事業実施主体
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6-5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）別表の2、3及び4に掲げる補助事業は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

（2）別表の1に掲げる補助事業は、研修期間の修了又は中止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

2 別表の2、3及び4に掲げる補助事業に係る実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 別表の1に掲げる補助事業に係る実績報告書は、様式第4号によるものとし、規則第17条第1項の報告書とみなす。

4 事業実施主体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 事業実施主体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額。）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 国実施要綱の別記1第4に基づく交付主体は、同要綱の別記1の第7の1（1）又は2

(2) の承認を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、同要綱の別記1の第5の1の(4)又は2の(4)の規定により資金を返還する義務が生じた場合は、当該交付対象者に対し、資金の返還を求めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により交付対象者から資金が返還された場合は、速やかにその額を県に返還するものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第10条 別表の4に掲げる補助事業において、市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 別表の4に掲げる補助事業において、市町村は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第13条第1項の規定により本補助金の返還を命じたものに係るものを除き、同条第2項の規定により本補助金の返還を命じないこととしたものを含む。）を処分したことにより収入があったことを知ったときは、そのことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村は、これに従わなければならない。

(提出書類について)

第12条 市町村は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の事業着手が必要な場合は、本事業の実施が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由等を記載した農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

2 前項の規定により交付決定前に事業着手する場合において、市町村は交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

3 規則、本要綱、国実施要綱の規定により市町村が知事に提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第13条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月25日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年2月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月17日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年5月17日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
1 農業次世代人材投資資金（準備型）交付事業	農業研修生等	<p>国実施要綱の別記1の第7の1（1）の承認を受けた者に対して支払う資金の額は、交付期間1年につき1人当たり最大150万円とする。交付期間は最長2年間とする。</p> <p>なお、国実施要綱の別記1の第5の1（1）のイ（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p>	10/10	<p>補助金の増額</p> <p>補助金の3割以上の減額</p>
2 農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付事業	市町村	<p>国実施要綱の別記1の第7の2（2）の承認を受けた者に対して支払う資金の額は、次のいずれかによるものとし、交付期間は最長5年間とする。</p> <p>1 令和2年度以前の採択者の場合</p> <p>（1）交付期間1年につき1人当たり最大150万円</p> <p>（2）夫婦で農業経営を開始し、国実施要綱の別記1の第5の2（2）のイに掲げる要件をすべて満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて1（1）の額に1.5を乗じて得た額</p> <p>（3）複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者に交付期間1年につきそれぞれ1（1）の額を交付する。（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる場合に限る。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。）</p> <p>2 令和3年度以降の採択者の場合</p> <p>（1）経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。</p> <p>（2）夫婦で農業経営を開始し、国実施要綱の別記1の第5の2（2）のイに掲げる要件をすべて満たす場合は、2（1）の額に1.5を乗じて得た額</p> <p>（3）複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ2（1）の額を交付する。（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる場合に限る。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。）</p> <p>※ただし、前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合、その年の資金の交付は停止となる。</p>	10/10	<p>第1欄に掲げる1、2又は4の経費から3の経費への流用</p>

<p>3 農業次世代人材投資資金推進事業</p>	<p>市町村</p>	<p>資金の交付事業を推進するために行う次の業務に要する経費  (1) 資金の交付事業の実施に関する事務  (2) 資金の交付事業の普及活動  (3) 資金の交付事業の交付対象者の指導活動  ただし、サポートチームの農業者と就農・くらしアドバイザーが一致している場合は、謝金の重複は不可。</p>	<p>10/10</p>	
<p>4 農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）交付事業</p>	<p>市町村</p>	<p>国実施要綱の別記1の第10の2(2)の承認を受けた者に対して支払う資金の交付額は、国実施要綱の別記1の第10の2(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額で、次のいずれかによるものとする。支援対象期間は、国実施要綱の別記1の第10の2(2)の承認を受けた日から最長1年間とする。</p> <p>1 第1欄の2の平成29年度から令和2年度までの採択者の場合  交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内とする。</p> <p>2 第1欄の2の令和3年度以降の採択者の場合  150万円以内の額とする。</p>	<p>10/10</p>	

様式第1号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

\*国実施要綱別記1の第8の1及び5に定める市町村農業次世代人材投資事業計画（実績報告）の別添（別紙様式第25号別添）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A+B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	そ の 他 （B）	
1 農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付事業	円	円	円	
2 農業次世代人材投資資金推進事業				
3 農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）交付事業				
合 計				

（注）鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱別表の補助事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載すること。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農業次世代人材投資 資金（経営開始型）交付 事業	円	円	円	円	
2 農業次世代人材投資 資金推進事業					
3 農業次世代人材投資 資金（経営発展支援金） 交付事業					
合 計					

(注)鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱別表の補助事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載すること。

6 他の補助金の活用

--

※対象者が、本事業に類似する他の補助金・交付金を活用する場合には、その補助金等の名称、その事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。（補助事業者が把握している範囲内で可。）

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

8 添付書類

- (1) 農業次世代人材投資資金事業対象者一覧（様式第1号の2）
- (2) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）



年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付申請書

農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けたいので、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

<p>研修期間</p>	<p>研修機関： _____                  研修名： _____                  _____年 月 日 ～ _____年 月 日                  （うち今年度交付対象期間）                  _____年 月 日 ～ _____年 月 日</p>
<p>算定基準額</p>	<p>_____円</p>
<p>交付申請額</p>	<p>_____円</p>
<p>上記研修受講に伴う 国または地方自治体 による他の助成等の 有無</p>	<p>ア. 有           イ. 無                  ↓有りの場合                  助成等の名称： _____                  助成等の実施機関名： _____                  他の助成を受ける期間： _____ ～ _____</p>
<p>就農予定年月(年齢) 及び就農形態</p>	<p>_____年 月 ( _____歳)  <input type="checkbox"/> 独立・自営就農      <input type="checkbox"/> 雇用就農      <input type="checkbox"/> 親元就農</p>
<p>添付書類</p>	<p>国実施要綱の別記1の別紙様式第3号農業次世代人材投資資金（準備型）交付申請書</p>

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱（平成24年6月12日付第201200045755号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る交付金の実績について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

研修期間	研修機関： 研修名： 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち今年度交付対象期間) 年 月 日 ～ 年 月 日
交付決定額	円
実績額	円
差 引	円
添付書類	対象研修が修了した場合は、対象研修が修了したことが明らかとなる書類の写し

様式第5号（第8条関係）

〇〇年度仕入控除税額報告書

（番 号）  
年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱（平成24年6月12日付第201200045755号鳥取県農林水産部長通知）第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付 第 号による通知額）  
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた場合は交付決定控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額

（注）内訳資料、その他参考資料を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

〇〇年度鳥取県農業次世代人材投資事業交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

別添事業について、鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	円	円			